「追加仮払補償金」のお支払い基準(地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域)

【お支払いさせていただく対象の方】

本年3月11日時点で以下の対象区域に生活の本拠があり、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故により、南相馬市から一時避難の要請を受けたため、「避難」、「屋内退避」を余儀なくされた方(世帯ではなく、「各個人」をお支払いの対象とさせていただきます)。

既に当社から避難等に係る仮払補償金、追加仮払補償金のお支払いを受けられている方につきましては、今回、お支払いの対象となりません。

【対象区域】

南相馬市のうち、以下の区域を除いた区域

- ・避難区域:福島第一原子力発電所から 20km 圏内
- ・屋内退避区域 (4月22日解除):福島第一原子力発電所から20~30km 圏内
- ・計画的避難区域、緊急時避難準備区域(4月22日設定) 南相馬市に住民登録(住民票)があっても、本年3月11日時点での生活の本拠が別にあるなど、避難等の事実がない場合には、お支払いの対象となりません。

【お支払い金額】

3月11日を起点とし、6月10日までの間の避難状況をもとに、以下の通りお支払いいたします。

対象者	お一人あたりの金額
6月10日時点で避難されている方	2.0 万田
避難後5月11日~6月10日の間に帰宅された方	3 0 万円
避難後4月11日~5月10日の間に帰宅された方	2 0 万円
避難後4月10日までに帰宅された方	1 0 万円
屋内退避のみの方()	

⁴月22日以降に避難された場合、10万円を支払いさせていただきます。